

設 計 図 書 等 回 答 書

令和 7（2025）年 4 月 15 日

下記案件についての質問に対する回答は、以下のとおりです。

記

案件名	令和 7 年国勢調査用品の保管・仕分け・配送業務
質 問 内 容	
(1) 今回の国勢調査用品の業務については短期間で大量の作業を行うため、通常の業務体制に加え業務履行に万全を期すため再委託を検討しております。 業務履行に必要な範囲内での委託とし、再委託先について管理・監督を行います。 上記の理由で、郡山市の広報紙配送事業についても承諾いただいておりますが、今回の国勢調査業務についても再委託は可能かご教示願います。	
(2) また、今回の業務については保管業務も発生するので、営業倉庫登録されている倉庫以外での保管行為は入札に参加するどこの事業所もできないと思うが、弊社においても仕様書に記載のある15キロ以内のエリアに営業倉庫を保有していないので、保管は条件を満たす協力会社に再委託となることから作業も含めて再委託を承諾いただけるか確認願います。	
(3) 【仕様書3履行場所】 郡山市一円及び福島市内とありますが、こおりやま広域圏または県外が非該当とされている理由がございましたらご回答願います。	
(4) 【仕様書5の(2)のク】 「電子メールが使用できるPC及び電話を設置」する場所はどこになりますか。倉庫内の設置又は受注者の作業担当者と常時連絡が取れる事務所等でもよろしいのでしょうか。	
(5) 【仕様書5の(5)のウの(イ)】 ・調査員宅が不在の場合、各会社で不在票投函後の保管方法や再配達方法が異なる場合は、最大一週間の預かりを限度として、落札者の再配達ルールに則る方法でよろしいでしょうか。不可の場合は指定方法をご回答願います。 ・再配達の履歴は、受領印又は電子サインに限られていますか。業務の完了データ履歴（サインレス）でもよろしいでしょうか。	
(6) 【仕様書8秘密の保持】 秘密保持契約に関する書類は予め決められた書式でしょうか、任意のものでもよろしいでしょうか。	

(7) 【仕様書9再委託の禁止】

再委託をする場合、再委託承諾書の書式は予め決められたものでしょうか、任意のものでもよろしいでしょうか。

(8) 【公告第14契約保証金の減免について】

郡山市契約規則第8条(4)において過去2年間の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約が過去2年間の間にとの記載がありますが、過去5年間同種類同規模の契約がない場合はどのような事例を挙げれば対象となりますでしょうか。

回

答

(1) 当該業務委託の規模及び特殊性を鑑み、検品や仕分け作業を行う人員の確保についての部分を再委託することは認めますが、業務の全部又は業務を確実に履行するための履行状況の管理や監督についての再委託は認めません。

(2) 当該業務委託の仕様書において、倉庫・作業所の位置は郡山市内としています。
当該業務委託における保管は、仕分け及び配送業務に付随して行う業務であることから、倉庫業法施行令第1条第2号に該当するため、営業倉庫である必要はありません。
また、倉庫・作業所を確保するために賃貸借契約を締結する場合は再委託に該当しません。

(3) 監督員が、業務履行状況の定期検査のため倉庫・作業所を訪問すること、調査用品の紛失や汚損などの突発的な事故の発生時に迅速な対応を行うことを理由として、倉庫・作業所の位置を郡山市内に限定しています。

(4) 調査用品の保管及び仕分け作業を行う倉庫・作業所内に設置することを想定していますが、無線で利用できるノート型パソコンや携帯電話でも差し支えありません。

(5) ・仕様書に記載されていない部分については、事前に発注者の承諾を得た上で、落札者の再配達ルールに則る方法で差し支えありません。
・配達・再配達履歴の形式指定はないので、業務の完了データ（サインレス）でも差し支えありません。

(6) 秘密保持契約の締結にあたっては、発注者が作成する秘密保持契約書を用いて行います。

(7) 任意の様式で差し支えありません。

(8) 郡山市契約規則第8条第1項第4号の規定に該当するか否かについては、当該業務委託の内容を踏まえ、保管・仕分け・配送の一連の業務内容となっており、金額や物理的な量から、当該業務委託の内容と同規模と思料される実績が過去2年間にある場合は該当となります。当該実績については、落札者が決定した後に、落札者に対し、必要となる書類の提出を求める考えでおります。